（写）

６水経第28-2号
令和６年７月17日

岡崎市水道事業及び下水道事業審議会
会長　丸山　宏　様

岡崎市長　中根　康浩

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（諮問）

このことについて、岡崎市水道事業及び下水道事業審議会条例（平成29年岡崎市条例第48号）第２条の規定に基づき、貴審議会に対し、下記のとおり諮問いたします。

記

１　諮問事項

適正な農業集落排水処理施設使用料のあり方について（令和９年度から令和12年度までの４年間）

２　諮問の趣旨

農業集落排水事業は、農業集落における生活環境の向上及び公共用水域の水質保全を図ることを目的に行われている事業で、地方財政法では、公営企業に位置付けられ、経費負担区分を前提とした独立採算制の原則により、農業集落排水処理施設使用料を主な財源として運営されています。この使用料については、地方公営企業法において、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない」と定められています。

この規定の趣旨を踏まえ、本市では令和４年４月に小美地区に係る同使用料を他地区と同額とする改定を行いましたが、他地区に係る同使用料は当初設定時から変更なく、全体経費から公費負担を除いた維持管理費に要する経費を賄い、事業の安定的な運営に努めてまいりました。また、令和６年４月１日に地方公営企業法を全部適用しました。

つきましては、将来にわたり農業集落排水事業の安定的な経営を図るため、適正な同使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。